

第70号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第2号）

目次

[9款 消防費 1項 消防費 3目 消防施設費]

非常備消防施設等維持補修費…………… 1～4ページ

消 防 局
令和元年6月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
50～ 51	9 消防費	1 消防費	3 消防施設費	1-1	非常備消防施設等維持補修費	千円 1,000

1 概 要

昨年6月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、市有施設のブロック塀等について外観調査及び詳細な調査を実施した結果、消防団第5分団のブロック塀が現行の建築基準法に不適合であったため、安全対策として改修を行うもの。

2 事業内容

ブロック塀の改修(1か所)

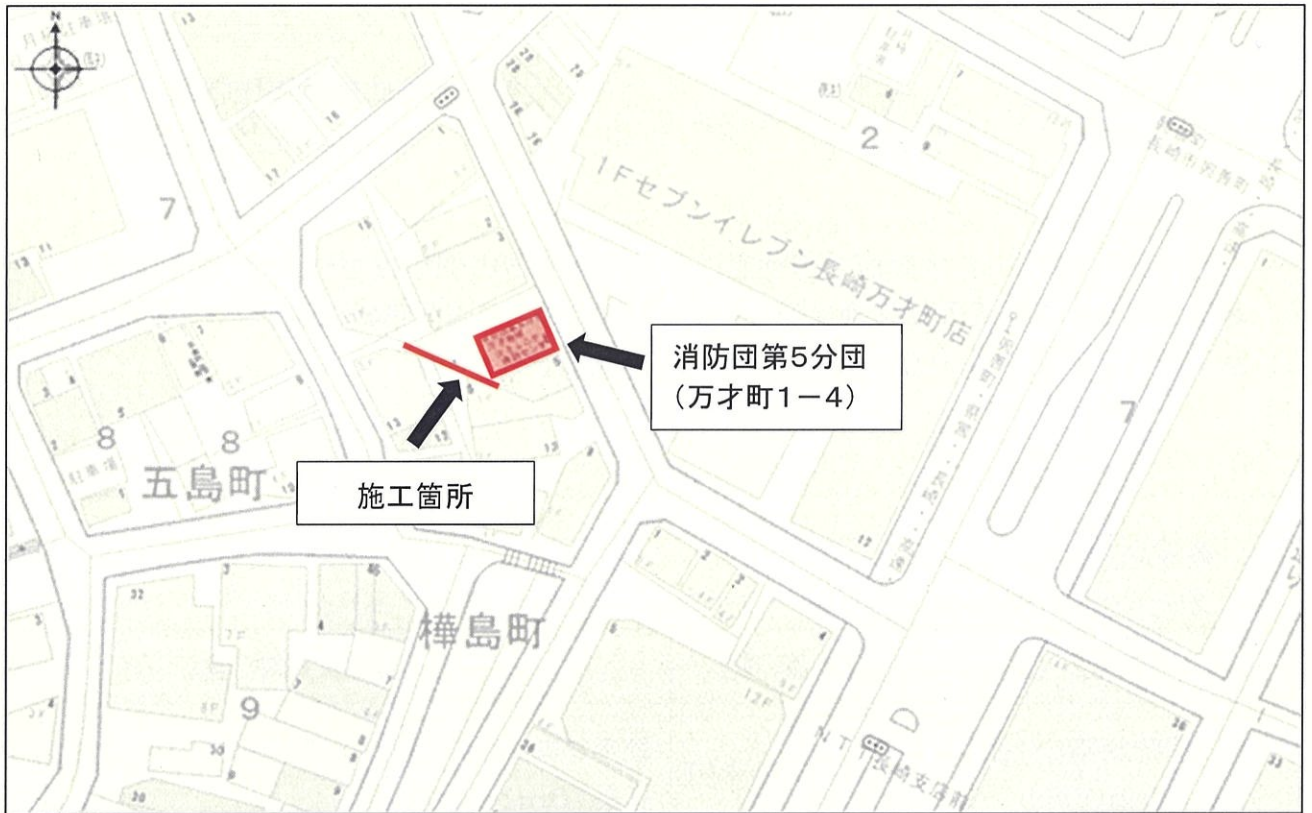
施 設 名	事 業 費	施 工 内 容
消防団第5分団 (万才町)	1,000千円	既存ブロック塀を撤去し、金網フェンス(高さ1.2m、延長16m)の設置

3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源※
千円 1,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1,000

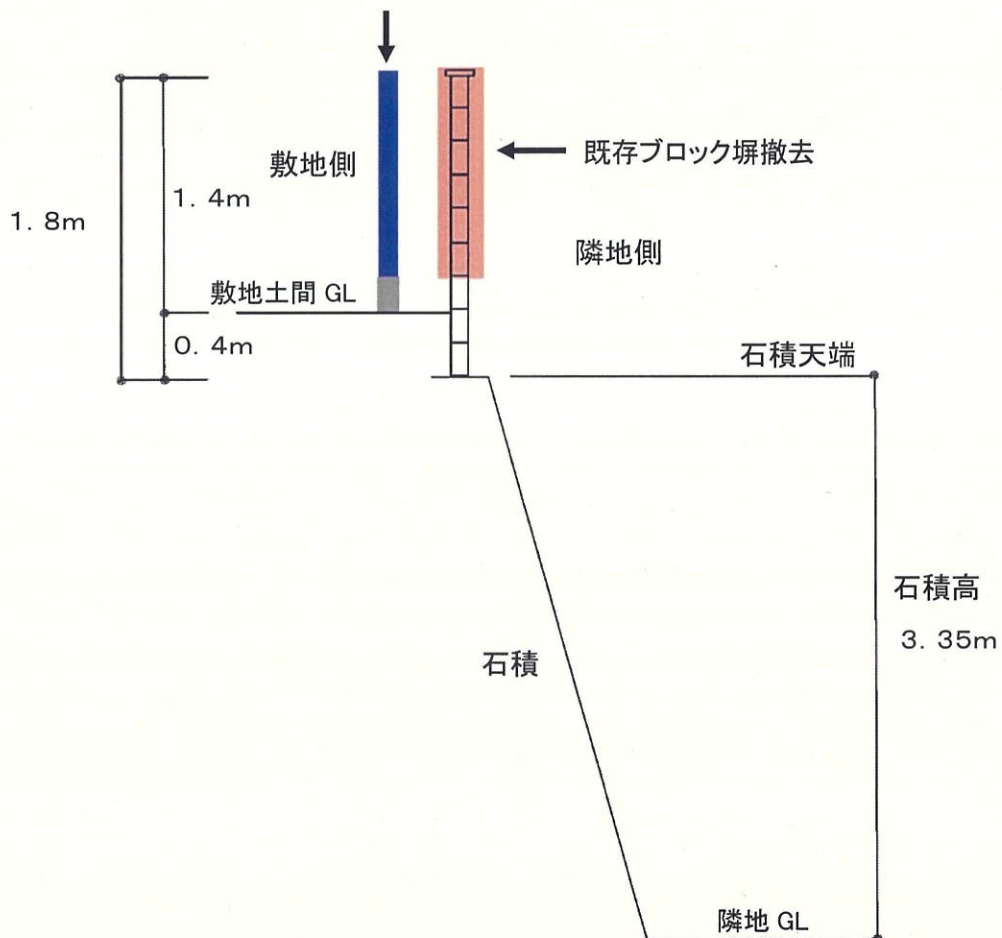
※ 一般財源について「財政調整基金」を充当する。

4 位置図及び施工箇所



5 イメージ図

基礎(0.2m)の上に金網フェンス(1.2m)を設置



6 現況写真

消防団第5分団敷地外から撮影



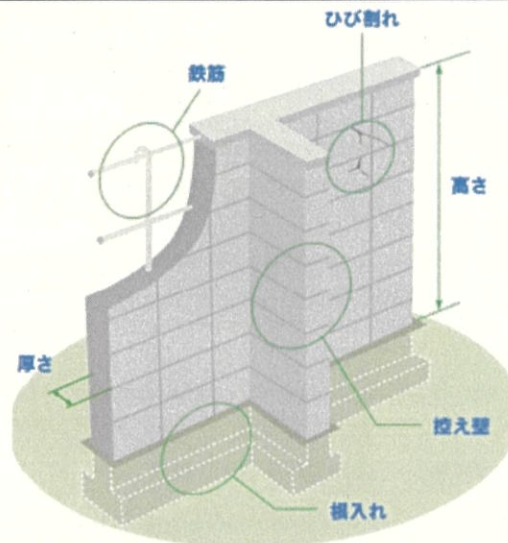
消防団第5分団敷地内から撮影



参考

○建築基準法の主な基準

項目	基準
塀の高さ	・ブロック塀 2.2m以下
	・レンガ塀 1.2m以下
厚さ	・ブロック塀 15cm以上 (高さ2m以下の塀 10cm以上)
	・レンガ塀 塀の高さの 1/10 以上
控え壁	・ブロック塀 高さ1.2mを超えるものは、控え壁が必要。控え壁の設置間隔は、3.4m以下ごとに設置。高さの 1/5 以上の突出が必要。
	・レンガ塀 控え壁が必要(塀の厚さが、塀の高さの 1/10 の 1.5 倍以上ある場合を除く)。間隔は 4m以下ごとに設置。壁の厚さの 1.5 倍以上の突出が必要。
基礎	・ブロック塀 基礎が必要。高さ1.2mを超えるものは、丈が 35cm以上の基礎が必要。根入れの深さは 30cm以上。
	・レンガ塀 基礎が必要。根入れの深さは 20cm以上。
鉄筋	・ブロック塀 塀の中に直径 9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下での配筋が必要。壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に同径以上の鉄筋を配置し、鉄筋の端部はかぎ掛けが必要。



○対応方針

外観による点検結果		対応
建築基準法の判定	劣化(傾き、ひび割れなど)	
外観で不適合と判断したブロック塀等	劣化が著しいもの	① 改修又は撤去(実施済)
	劣化が著しくないもの	② 構造調査(実施済)
外観で不適合と判断できないブロック塀等	劣化が著しいもの	③ 改修(実施済)
	劣化が著しくないもの	④ 構造調査(今年度調査予定) ※幼稚園・保育所のみ実施済